

売り手様向けチェックリスト
必要事項の漏れがないか、最終チェックにご利用ください。



No.	分類	チェック内容	備考	チェック
1	不動産関係	対象事業に賃貸契約が含まれる場合には、買い手様が賃貸契約の締結を完了しているか。	賃貸契約は事業譲渡により自動的に引き継がれるわけではなく、買い手様が新たに賃貸契約を締結する必要があるため注意しましょう。	□
2	不動産関係	土地などの不動産が譲渡対象となっている場合には、不動産に関する登記など必要な手続きが完了しているか。	不動産に関する手続きが完了しないと買い手様が事業を引き継ぐことができなくなるため注意しましょう。	□
3	許認可関係	事業に必要な許認可がある場合には変更手続きが完了しているか。	買い手様が許認可を取得できないと、事業の引継ぎができなくなってしまうため注意しましょう。	□
4	従業員関係	退職する恐れがある従業員、特に事業のキーマンが退職する恐れがある場合には、買い手様に当該状況を説明しているか。	特に事業のキーマンが退職してしまうと、事業が立ち行かなくなる可能性があるため注意しましょう。	□
5	従業員関係	買い手様と事業譲渡後の従業員の雇用条件について合意しているか。	買い手様が雇用条件の変更を希望するケースもあるため注意しましょう。	□
6	従業員関係	買い手様が新たに従業員と雇用契約書を締結しているか。	雇用契約は買い手様と従業員で新たに締結する必要があるため、注意しましょう。	□
7	従業員関係	従業員へオーナーが変更となる旨を説明しているか。	M&Aにおいては情報漏洩のリスクに留意する必要があります。説明するタイミングや場所には十分に注意しましょう。	□
8	従業員関係	有給休暇の取扱いについて、従業員と合意しているか。買取を行う場合は振込を完了しているか。	事業譲渡の場合、買い手様と従業員で新たに雇用契約を締結することになるため、原則有給休暇や勤続年数が引き継がれませんので注意しましょう。	□
9	負債の引継	負債の引継(連帯保証人の変更を含む)を行う場合には、金融機関での手続きが完了しているか。	金融機関での審査の結果次第では、負債の引継ぎができないケースもあります。早めに手続きを行うようにしましょう。	□
10	取締役会決議 株主総会決議	法人が事業譲渡を行う場合には、取締役会、株主総会の決議をしているか。	決議をしていない場合、事業譲渡事態が無効となる可能性があるため注意が必要です。また、一定の条件を満たす場合には決議が不要となるケースもあります。個々の状況により必要な手続きは変わるため、不明点があれば顧問弁護士等にご相談ください。なお、PASONでは弁護士等の専門家の紹介を行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。	□
11	契約関係	業務委託契約など事業に必要な契約について、買い手様が新たに外注先等との契約の締結を完了しているか。	事業譲渡において、契約は自動で引き継がれるわけではないため注意が必要です。	□
12	事業譲渡契約書	事業譲渡契約書に以下の事項が明記されているか。 ①引継ぎ対象資産、負債 ②譲渡金額 ③代金決済日 ④事業譲渡日(クローリング日) ⑤競業禁止義務について	事業譲渡契約書は一度締結すると変更は難しいため注意が必要です。また、引継ぎ対象資産、負債については契約書上で明記しないと引継ぎ対象とはなりませんので注意しましょう。個々の状況により契約書へ盛り込むべき項目は変わるため、不明点があれば顧問弁護士等にご相談ください。なお、PASONでは弁護士等の専門家の紹介を行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。	□
13	譲渡代金の支払方法	譲渡代金は一括払いとなっているか。	譲渡代金が一括払いではなく、分割払いとなっている場合、支払が滞った場合に必ずトラブルとなります。そのようなトラブルを事前に避けるためにも、一括払いにしましょう。またやむを得ず分割払いにする場合は、支払いが滞った場合のペナルティ等を契約書に盛り込んでおきましょう。	□
14	買い手様への引継ぎ	事業譲渡後買い手様が当該事業を円滑に進められるように適切な引継ぎを行っているか。 下記に引継ぎを行うべき項目の例を記載しています。 ①仕入先、得意先、従業員等に買い手様を紹介しているか。 ②顧客情報等必要な情報を引き継いでいるか。 ③SNSアカウントなどの引継ぎは完了しているか。	買い手様が困らないように丁寧に引継ぎを行いましょう。	□
15	買い手様への引継ぎ	事業譲渡後も引継ぎを行う場合には、その期間や報酬について買い手様と合意をしているか。	トラブルを避けるために引継ぎの期間とその間の報酬については合意をしておくことと安心です。事業譲渡契約書に明記しておくのも手です。	□
16	税金	事業譲渡対価については税金が発生するケースもあるため、納税額について趣味セッションしているか。	顧問税理士等に確認をすることをおすすめします。なお、PASONでは税理士等の専門家の紹介を行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。	□

※いずれも事業譲渡契約を前提に記載しています。

Memo